

## 新型コロナウイルス感染症に係る教職員の勤務等の取扱いについて

2020年7月2日  
理事長決裁  
(2020年9月30日改正)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本学の教職員に感染者が発生した場合等における勤務等の取扱いについて、以下のとおりとする。

### 1 感染者となった場合〔病気休暇〕

教職員の感染が判明した場合には、病気休暇を取得し、出勤しないこととする。病気休暇の期間は、退院または療養が終了するまでとする。

### 2 濃厚接触者に特定された場合〔職務専念義務免除〕

保健所から濃厚接触者に特定された場合には、職務専念義務免除により出勤しないこととする。

なお、明らかに濃厚接触者とみなすことができる者については、特定される前であっても、同様に出勤しないこととする。

出勤しない期間は、PCR検査等の結果により、次のとおりとする。

- ・ 陽性の場合、上記1に同じ。
- ・ 陰性の場合、PCR検査等が必要と判断された日から保健所の外出許可があった日まで、かつ、発症後8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間が経過するまでとする。健康観察票を記録し、出勤の再開に当たっては、症状がないことを確認すること。

### 3 感染が強く疑われPCR検査等の対象となった場合〔職務専念義務免除〕

感染を疑う症状が強く、保健所や医師の指示によりPCR検査の対象となった場合には、職務専念義務免除により出勤しないこととする。

出勤しない期間は、PCR検査等の結果により、次のとおりとする。

- ・ 陽性の場合、上記1に同じ。
- ・ 陰性の場合、発症後8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間が経過するまでとする。健康観察票を記録し、出勤の再開に当たっては、症状がないことを確認すること。

### 4 感染を疑う症状\*がある場合〔交通途絶休暇〕

風邪症状など感染を疑う症状がある場合には、出勤を自粛すること。健康観察票を記録し、症状が出たときから8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間経過した後、出勤を再開すること。

